

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社クエステトラと称し、Questetra, Inc.と英訳する。

第2条 (目的)

当社は、次の各号の事業を営む事を目的とする。

- 1.パッケージソフトウェア業
- 2.ウェブサイトの開発及び運営
- 3.受託開発ソフトウェア業
- 4.前各号の営業を行う者に対する投資
- 5.前各号に附帯または関連する一切の業務

第3条 (本店)

当社は、本店を京都府京都市に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をする事が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第5条 (委員会設置会社)

当社は委員会設置会社として、取締役会、委員会および会計監査人を置く。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

第7条 (株券の不発行)

当社は、株式に係る株券を発行しない。

第8条 (株式の譲渡制限)

当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。

第9条 (株主名簿記載事項記載の請求)

株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するときは、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに取得の原因を証する書面を添えて提出しなければならない。

第10条 (質権の登録および信託財産の表示)

当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

第11条 (手数料)

前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 (株主の住所等の届出)

当社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当社に届け出なければならない。

(2) 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

第13条（基準日）

当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、議決権を行使することができる株主とする。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、あらかじめ取締役会が定める執行役兼務の取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の執行役兼務の取締役がこれを招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主又は法定代理人が自ら出席できないときは、その議決権の行使を他の議決権を有する出席株主1名に委任する事ができる。ただし、代理権を証明する書類を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経緯の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および執行役が記名押印または電子署名を行うものとする。

第4章 取締役、取締役会および委員会

第19条（取締役会の権限）

当社は、取締役会を置く。

(2) 取締役会は、法令または定款に定めのある事項のほか、重要な事項につき決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

第20条（取締役の員数）

当社に取締役10名以内を置く。

第21条（取締役の選任）

取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(2) 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の在任期間とする。

第 23 条（取締役会の開催時期）

取締役会は、定時取締役会と臨時取締役会とに分け、定時取締役会は 3 ヶ月に 1 回以上これを開催し、臨時取締役会は必要あるごとにこれを開催する。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会を招集するには、会日、場所および議題を掲げて、会日の少なくとも 5 日前に各取締役にその通知を発するものとする。ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(2) 前項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第 370 条の規定により、取締役会の決議事項について取締役全員の同意があるときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役が記名押印または電子署名を行うものとする。

第 27 条（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）

指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

第 28 条（各委員会の組織）

各委員会は、取締役 3 名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。ただし、監査委員会を組織する取締役は、当会社またはその子会社の執行役、業務執行取締役、会計参与もしくは支配人その他の使用人を兼任しない者とする。

(2) 各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により選定する。

第 29 条（取締役の責任免除および社外取締役との間の責任限定契約）

当会社は、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除する事ができる。

(2) 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、500 万円または会社法第 425 条第 1 項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を結ぶ事ができる。

第 5 章 執行役

第 30 条（執行役の選任）

執行役は、取締役会において選任する。

第 31 条（執行役の任期）

執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。

第 32 条（代表執行役）

代表執行役は取締役会の決議により選任する。

第 33 条（執行役の責任免除）

当会社は、会社法第 423 条第 1 項の執行役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除する事ができる。

第 6 章 会計監査人

第 34 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 35 条（会計監査人の責任免除および会計監査人との間の責任限定契約）

当社は、会社法第 423 条第 1 項の会計監査人の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除する事ができる。

(2) 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、会社法第 425 条第 1 項各号の金額の合計額を限度とする契約を結ぶ事ができる。

第 7 章 計算

第 36 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 37 条（剰余金の配当）

当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める事ができる。

(2) 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株主質権者に対して、金銭による剰余金の配当をする事ができる。

第 38 条（配当金の除斥期間）

配当金が、支給開始の日から満 3 ヶ年を経てなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を逃れるものとする。未払いの配当金には利息をつけない。

第 8 章 附則

第 39 条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成 21 年 3 月末日までとする。

第 40 条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

第 41 条（施行）

この改正は、平成 20 年 6 月 21 日から施行する。